

建築基準法第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築を認定しましたので、同条第 6 項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 20 年 2 月 28 日

京都市長 門川 大作

1 認定年月日及び認定番号

平成 20 年 2 月 20 日付け第 11-010 号

2 一団地の区域

京都市北区紫野花ノ坊町 22 番地、23 番地の 1 の一部、23 番地の 2、24 番地の一部、25 番地の一部、25 番地の 1 の一部、25 番地の 3 の一部、26 番地、26 番地の 1 から 26 番地の 8 まで、27 番地、27 番地の 1 から 27 番地の 6 まで、28 番地、29 番地及び 58 番地の一部、同区紫野北花ノ坊町 1 番地の一部、2 番地の 1 から 2 番地の 5 まで、2 番地の 5 の 1, 2 番地の 6 から 2 番地の 23 まで、2 番地の 25 の一部、2 番地の 26 の一部、2 番地の 27 の一部、2 番地の 28 から 2 番地の 34 まで、2 番地の 36 から 2 番地の 41 まで、2 番地の 43 から 2 番地の 46 まで、2 番地の 46 の 1, 2 番地の 47 から 2 番地の 56 まで、2 番地の 58、2 番地の 60 から 2 番地の 71 まで、3 番地の一部、4 番地から 10 番地まで、10 番地の 1, 11 番地から 14 番地まで、14 番地の 1 から 14 番地の 5 まで、15 番地、15 番地の 1 から 15 番地の 14 まで、16 番地から 19 番地まで、21 番地、23 番地から 33 番地まで、

34 番地の 1, 35 番地, 35 番地の 1 の一部, 36 番地の 1, 39 番地の 1 の一部, 39 番地の 8, 40 番地の 1, 41 番地, 42 番地の 1, 42 番地の 2, 52 番地, 52 番地の 1 から 52 番地の 9 まで, 52 番地の 16, 53 番地から 57 番地まで, 57 番地の 1, 58 番地, 58 番地の 2 から 58 番地の 5 まで, 59 番地の 1 から 59 番地の 3 まで, 60 番地から 62 番地まで, 63 番地の 1 から 63 番地の 6 まで, 66 番地から 77 番地まで, 83 番地, 84 番地の 1, 84 番地の 2, 85 番地, 85 番地の 1 から 85 番地の 4 まで, 88 番地の 1, 88 番地の 2, 89 番地, 90 番地, 90 番地の 1, 91 番地から 93 番地まで, 93 番地の 1, 94 番地, 94 番地の 1, 94 番地の 2, 95 番地の一部, 96 番地の一部及び 97 番地並びに同区鷹峯旧土居町 4 番地の 2 及び 4 番地の 3

(都市計画局建築指導部建築指導課)